

**令和7年度**

**第17期第13回海区漁業調整委員会  
議事録**

**令和8年2月10日  
三重海区漁業調整委員会**

日時 令和8年2月10日(火) 午前10時00分から10時26分

場所 三重海区漁業調整委員会委員室

#### 議題

- 1 議案1 真珠養殖用いかだへの標識の設置に関する委員会指示について
- 2 報告事項1 三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の変更について
- 3 報告事項2 くろまぐろ養殖業に関する委員会指示について
- 4 その他
  - (1) 真珠養殖用いかだ登録票の貼付状況等調査結果について
  - (2) 次回の委員会日程について

#### 出席委員

矢田和夫 田邊善郎 浅井利一 小川和久 濱田浩孝 濱中一茂  
木下和行 辻本寛一 濱口利貴 千田良仁 奥村卓二 木村那津子

#### 欠席委員

松田浩一 倉島彰 中川かおり

#### 事務局

事務局長 小林智彦  
主幹 中西健五  
主査 葛西学

#### 行政

水産資源管理課  
(資源管理班)  
班長 竹内泰介

#### 傍聴者

なし

計 16 名

○矢田会長

それでは、ただいまから第 17 期第 13 回三重海区漁業調整委員会を開催いたします。本日は委員総数 15 名中、松田委員、倉島委員、中川委員が欠席で、12 名が出席していますので、委員会は成立しております。

委員会運営規程第 12 条に基づき、議事録署名者として、濱中委員と千田委員にお願いします。発言にあたっては、議長に発言を求めていただき、議長の指名を受けてからご発言いただくようお願いします。

それでは、議案 1 「真珠養殖用いかだへの標識の設置に関する委員会指示について」を審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（中西主幹）

この委員会指示は、昭和 32 年に制定された「三重県真珠養殖事業条例」が平成 13 年 4 月 1 日に廃止されて以降、平成 13 年 4 月から毎年度発動しています。令和 8 年度も継続して発動するかどうかご審議をお願いするものです。

なお、廃止された「三重県真珠養殖事業条例」の目的は、免許されている真珠用いかだをその年度に使用する養殖業者が登録することにより、真珠養殖の業態の把握や生産の合理化を図ることでした。しかし、条例を制定した当時から状況が変化してきたことや条例で定める必要性が低くなってきたこともあり、条例は平成 13 年に廃止されました。それ以降、委員会指示を発動しています。

1-1 ページをご覧ください。令和 7 年度いかだ登録台数一覧表になります。「仕上漁場」「養成漁場」「避寒漁場」「基地」「母貝」のそれぞれの区分と、地区ごとの登録台数です。いかだ登録台数の合計は 7,537 台で、令和 6 年度より 275 台減少しています。いかだ登録台数が最も多い地区は、英虞湾 14 地区になっています。

1-2 ページ、1-3 ページをご覧ください。令和 7 年度組合別・いかだ種類別登録台数になります。「仕上」で登録が最も多い地区は千賀堅子で 40 台、「養成」は立神真珠組合で 903 台、避寒は神前浦で 408 台、「基地」は立神真珠組合で 249 台、「母貝」は神明で 185 台になります。

1-4 ページをご覧ください。令和 8 年 1 月 15 日付け三真適協第 13 号で三重県真珠養殖適正化対策協議会会長から委員会指示を継続して発動されたい旨の要望書が、本年度も提出されました。要望書の本文には、「協議会委員による漁場調査を行い、漁場内の破損いかだ・放置いかだの適切な処置ならびに適正な漁場行使の確立に努めているが、本委員会指示が業務遂行上極めて有効であり、令和 8 年度においても委員会指示について特段のお取り計らいを頂くようお願いする」旨が書かれていました。

それで今年度においても、委員会指示案を作成しました。1-5 ページが委員会指示の改正案です。本文には、1、真珠養殖又は真珠母貝養殖を営む者は、当該事業に用いる養殖用いかだについて、次の事項を記載した標識を当該いかだの見やすい場所に設置しなければなりません。(1) 漁業権番号。ただし、基地いかだ(作業用いかだ)の場合は、基地と明記すること。(2) 漁業権者の氏名又は名称。ただし、基地いかだの場合は、所有者の氏名又は名称とすることと指示しています。

1－6 ページをご覧ください。現行の委員会指示です。変更箇所はアンダーラインをした告示年月日、会長名、指示の有効期間です。告示日は「令和8年2月27日」、会長名は「矢田和夫」、有効期間は「令和8年4月1日から令和9年3月31日」までの1年間の予定です。なお、内容の変更はありません。

ご審議よろしくお願ひします。

事務局からは以上です。

○矢田会長

ただいまの説明について、ご意見はありませんか。

○委員

(意見なし)

○矢田会長

それでは、議案1については事務局原案どおりに発動してよろしいですか。

○委員

(異議なし)

○矢田会長

全員異議がないようですので、議案1については、事務局原案どおり発動することとします。

続きまして、報告事項1「三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の変更について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（中西主幹）

2－1 ページをご覧ください。

漁業法第16条第5項の規定に基づき、三重県資源管理方針に係る令和7管理年度におけるくろまぐろ（大型魚）の知事管理漁獲可能量の変更についての報告になります。

内容については、水産資源管理課から説明をしていただきます。

事務局からは以上です。

○矢田会長

それでは水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（竹内班長）

2－2 ページをご覧ください。

今回の報告は、くろまぐろ（大型魚30kg以上）（以下、大型魚という。）の積み上がりへの対応等を目的とした知事管理漁獲可能量の配分の変更です。

令和7年12月末時点での大型魚における都道府県別漁獲可能量について、2－4 ページ

をご覧ください。大型魚の全体枠は県全体で 52.6 トンであり、そのうち定置漁業は 18.8 トン、その他漁業は 32.8 トンです。県留保枠は 1.0 トンで、漁獲の積み上がりに対応するために残してきました。

2-6 ページをご覧ください。関係漁業協同組合から大型魚の漁獲報告を令和 8 年 1 月 15 日時点で集計したところ、定置網漁業の消化率は 96.7%、そして 1 月 16 日時点では 99.4% に達していました。このことから、1 月 17 日以降に定置網に入網した大型魚はすべて再放流するよう、1 月 16 日付けで事務連絡を通知しました。

2-7 ページをご覧ください。大型魚の定置漁業における管理措置としては、漁獲量が 10 割以上積み上がった場合には、入網した個体はすべて再放流するように規定されています。先程の通知はこの規定に基づいて再放流するように依頼したものです。

こうした状況の中、ある定置網漁業者が 1 月 14 日から 1 月 16 日までに大型魚を漁獲して、県外で水揚げしていましたが、所属漁協への伝達ミスにより、大型魚 0.5 トンの漁獲量報告が遅延していました。2-4 ページをご覧ください。1 月 26 日時点での大型魚の定置漁業の漁獲実績は 19.3 トン、消化率は 102.5% になり、現在枠を超過していたことが判明しました。このため、配分案に示したとおり、県留保枠 1.0 トンのうち 0.5 トンを漁獲が積み上がっている定置漁業に配分しました。これにより、配分後漁獲可能量は 19.3 トンで、消化率は 100% になりました。

今回発生した漁獲量報告の遅延に対する再発防止策について、県としては、遅延した漁業関係者らに対して、事実確認・漁獲報告の徹底を指導しました。そして関係漁業協同組合らに対して、2-8 ページ及び 2-9 ページの通知のとおり、漁獲管理の徹底と法令遵守の依頼をするとともに、関係農林水産事務所及び県漁業協同組合連合会にも同様に周知しました。

それでは 2-2 ページにお戻りください。ポイント 6、配分案の数量、考え方等については、関係漁業協同組合からの同意を得ており、現時点まで反対意見等がありませんでしたので、2 月 5 日付けで知事管理漁獲可能量を変更しました。そのため今回の海区漁業調整委員会にて報告します。

当課からの報告は以上になります。

○矢田会長

それではただいまの説明について、ご意見はありませんか。

○委員

(意見なし)

○矢田会長

意見がないようですので続きまして、報告事項 2 「くろまぐろ養殖業に関する委員会指示について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（中西主幹）

3-1 ページをご覧ください。

くろまぐろ養殖業に関する委員会指示は、くろまぐろ養殖業を内容とする区画漁業で用いられる1年あたりの天然種苗（ヨコワ）の活込尾数の制限に関する事項を発動しています。令和7年11月17日開催の海区漁業調整委員会において、令和8年1月1日から令和8年12月31日までの委員会指示の発動が決議されたところです。

今回のご報告は令和7年1月1日から12月31日までの活込尾数が確定しましたので、報告するものです。

3-1ページをご覧ください。こちらは「取扱注意 委員限り」の資料です。三重県海域において、くろまぐろ養殖業の区画漁業は、三重区第1501号の宿浦、第1502号の奈屋浦、第1503号の神前浦、第1504号及び1505号の甫母須野・二木島で免許されています。このうち海区委員会指示の対象となるのは、三重区第1501号、三重区1502-2号、三重区第1503号になります。

令和7年くろまぐろ養殖業の天然種苗活込尾数について、三重区第1501号では16,000尾に対して5,525尾、三重区第1502号-2では8,000尾に対して、4,228尾、三重区第1503号では30,000尾に対して9,968尾となりました。いずれの地区においても、委員会指示で定めた活込上限の尾数内であったことを報告します。

事務局からは以上です。

○矢田会長

ただいまの説明についてご意見はありませんか。

○委員

(意見なし)

○矢田会長

それでは、特にないようですので次に進みます。その他事項1「真珠養殖用いかだ登録票の貼付状況等調査結果について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（中西主幹）

4-1ページをご覧ください。

令和7年12月3日付け三真適協第11号で三重県真珠養殖適正化対策協議会会長から、真珠養殖いかだ登録票の貼付状況等調査結果の通知がありました。

4-2ページをご覧ください。

三重県真珠養殖適正化対策協議会会長から三重外湾漁業協同組合長あての通知の写しになります。調査結果と指示内容になります。

五ヶ所湾（宿浦、神原、五ヶ所浦）、南伊勢（方座浦、神前浦）の5地区の結果について、貼付状況が極めて良好な評価5の地区が5地区中4地区であったとの報告です。

4-3ページに調査結果の詳細を載せております。なお、五ヶ所浦地区及び方座浦地区については、4-4ページ及び4-5ページの写真のとおり、破損し放置された筏が見受けられることから撤去する対策を講じるようお願いがなされています。

また、資料はありませんが、神前浦地区での真珠漁場調査時に、三重外湾漁業協同組合

神前浦事業所より、いかだの場所が知らないうちに移動されており、登録票の貼付が大変であり適切に行うよう三真協をはじめ、海区委員や事務局等に意見が出されました。

避寒漁場である神前浦地区では真珠養殖業者に代わって、神前浦事業所がいかだに登録票貼付しているのですが、複数の真珠養殖漁協が避寒漁場として神前浦漁場を使用しているため、隣接するいかだがどこの真珠漁協の誰なのかが明確に把握できていないことが一因であると思われました。この件については、令和7年12月4日の三重県真珠養殖連絡協議会でも取りあげられ、2つの案で今後検討することとなったことを確認しました。1案としては、真珠養殖業者が登録票を自らいかだに貼付する。2案としては、真珠養殖業者がいかだの場所を確認して、往来どおり神前浦事業所に貼付してもらう。

1案の「真珠養殖業者が登録票を自らいかだに貼付する。」ことに関して、これまで真珠漁場調査は例年11月に実施していますが、この時期は避寒作業前のため、避寒作業が終了する年明け以降に調査時期をずらす等の対応が求められるかもしれません。

引き続き、委員会指示が現場において円滑に履行されるよう事務局としてもサポートをしていきます。

事務局からは以上です。

○矢田会長

それではただいまの説明について、ご意見はありませんか。

○委員

(意見なし)

○矢田会長

それでは、特にないようですので、次に進みます。

その他事項2「次回の委員会の日程について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（中西主幹）

次回の委員会ですが、3月10日（火）10時からの開催を提案します。場所は三重海区漁業調整委員会委員室です。

○矢田会長

では、次回の委員会は3月10日（火）10時からの開催とします。ありがとうございました。

これもちまして、委員会を閉会します。